

電波法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(予備品)</p> <p>第三十一条 法第三十二条の規定により船舶局の無線設備に備え付けなければならない予備品は、無線設備（空中線電力一〇ワット以下のもの、二六・一七五MHzを超える周波数の電波を使用するものその他総務大臣が別に告示するものを除く。）の各装置ごとにそれぞれ次のとおりとする。ただし、各装置に共通に使用することができるものについては、装置ごとに備え付けることを要しないものとする。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>2 法第三十七条に規定するレーダー（沿海区域を航行区域とする船舶の船舶局及び専ら海洋生物を採捕するための漁船の船舶局及び総務大臣が別に告示する船舶局に設置するものを除く。）に備え付けなければならない予備品は、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、二台のレーダーを備え付ける船舶局にあつては、各装置に共通に使用することができるものについては、装置ごとに備え付けることを要しないものとする。</p> <p>一 マグネトロン 一個</p> <p>二 サイラトロン 一個</p> <p>三 受信用の局部発振管及び高周波混合素子（集積回路に使用されているものを除く。） 各種一個</p> <p>四 送受切換用特殊管（ATR管を除く。） 一個</p> <p>五 空中線駆動用電動機のブラシ 現用数と同数</p>	<p>(予備品)</p> <p>第三十一条 法第三十二条の規定により船舶局の無線設備に備え付けなければならない予備品は、無線設備（空中線電力一〇ワット以下のもの、二六・一七五MHzを超える周波数の電波を使用するものその他総務大臣が別に告示するものを除く。）の各装置ごとにそれぞれ次のとおりとする。ただし、各装置に共通に使用することができるものについては、装置ごとに備え付けることを要しないものとする。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>2 (同上)</p>

六 ヒューズ 現用数と同数

3| 前二項に掲げる無線設備であつて、送信用終段電力増幅管に替えて半導体素子を使用するものについては、第一項第一号及び第二項第一号から第四号までの規定にかかわらず、その備付けを要しないものとする。

4 第一項及び第二項の場合において、総務大臣が特に備付けの必要がないと認めた予備品については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その備付けを要しないものとする。

3| 第一項に掲げる無線設備であつて、送信用終段電力増幅管に替えて半導体素子を使用するものについては、第一項第一号の規定にかかわらず、送信のための終段電力増幅用半導体素子を現用数と同数備え付けるものとする。

4 前各項の場合において、総務大臣が特に備付けの必要がないと認めた予備品については、前各項の規定にかかわらず、その備付けを要しないものとする。

無線設備規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

改正案

現行

（傍線部分は改正部分）

<p>(レーダー)</p> <p>第四十八条 船舶に設置する無線航行のためのレーダーは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>2 船舶安全法第二条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダーであつて、無線航行のためのものは、前項各号（第四号、第七号ロ及び第八号を除く。）の条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一〇十四 (略)</p> <p>十五 三GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、送信用終段電力増幅管に替えて半導体素子を使用するもののパルス幅は、次のとおりであること。</p> <p>イ PON電波を使用する場合 一・二マイクロ秒以下</p> <p>ロ QON電波を使用する場合 二二マイクロ秒以下</p> <p>十六 (略)</p> <p>3 船舶に設置する無線航行のためのレーダーのうち、第一項又は前項の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものは、当該各項の規定にかかわらず、別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。</p>	<p>(レーダー)</p> <p>第四十八条 船舶に設置する無線航行のためのレーダーは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>2 船舶安全法第二条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダーであつて、無線航行のためのものは、前項各号（第四号、第七号ロ及び第八号を除く。）の条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一〇十四 (略)</p> <p>十五 (略)</p> <p>3 船舶に設置する無線航行のためのレーダーのうち、第一項又は前項の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものは、当該各項の規定にかかわらず、別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。</p>
---	---

無線機器型式検定規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

改正案		現行	
別表第一号 機器の構造及び性能の条件(第2条関係)		別表第一号 機器の構造及び性能の条件(第2条関係)	
機種 (略)	条件 (略)	機種 (略)	条件 (略)
船舶に設置する無線航行のためのレーダー	1 P O N電波2. 9 2 G H z から 3. 1 G H z まで、5. 4 6 G H z から 5. 6 5 G H z まで若しくは 9. 3 2 G H z から9. 5 G H z までを使用するもの又は P O N、Q O N及びV O N電波2. 9 2 G H z から3. 1 G H z までを使用するものであること。 2 ～ 5 (略)	船舶に設置する無線航行のためのレーダー	1 P O N電波2. 9 2 G H z から 3. 1 G H z まで、5. 4 6 G H z から 5. 6 5 G H z まで又は9. 3 2 G H z から9. 5 G H z までを使用するものであること。 2 ～ 5 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

船舶に設置する無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件の一部を改正する告示案新旧対照表

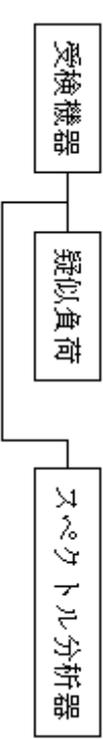
○無線設備規則第四十八条第三項の規定による船舶に設置する無線航行のためのレーダーであつて同条第一項又は第二項の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件（昭和五十五年郵政告示第三百二十九号）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 無線設備規則（以下「規則」という。）第四十八条第三項の規定により、船舶に設置する無線航行のためのレーダーであつて、同条第一項又は第二項の規定を適用することが困難又は不合理であるものは、次のとおりとする。</p> <p>1 空中線電力が五キロワット未満のもの（送信用終段電力増幅管に替えて半導体素子を使用するものを除く。）</p> <p>2 二・九二GHzから三・一GHzまで、五・四六GHzから五・六五GHzまで及び九・三二GHzから九・五GHzまでの周波数の電波を使用するレーダー以外のレーダー</p> <p>二（略）</p>	<p>一（同上）</p> <p>1 空中線電力が五キロワット未満のもの</p> <p>2 二・九二GHzから三・一GHzまで、五・四六GHzから五・六五GHzまで及び九・三二GHzから九・五GHzまでの周波数の電波を使用するレーダー以外のレーダー</p> <p>二（略）</p>

無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件の一部を改正する告示案新旧対照表

○無線機器型式検定規則第四条第一項ただし書の規定による無線機器の型式検定に係る試験の方法等(平成十一年郵政省告示第二百四十六号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>別表 1～17 (略)</p> <p>1 8 船舶に設置する無線航行のためのレーダー試験を行う周波数は、使用可能な周波数とする。</p> <p>(1) 指定周波数帯幅</p>  <p>受検機器を動作させたときの指定周波数帯幅を測定する。 <u>チャープレーダーの場合、チャープ変調を行った状態で測定する。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>別表 1～17 (略)</p> <p>1 8 船舶に設置する無線航行のためのレーダー試験を行う周波数は、使用可能な周波数とする。</p> <p>(1) 指定周波数帯幅</p>  <p>受検機器を動作させたときの指定周波数帯幅を測定する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件の一部を改正する告示案新旧対照表

○無線設備規則第四十八条第二項第十五号の規定に基づく船舶安全法第二条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダーの技術的条件（平成二十年総務省告示第二百八十八号）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一〇十八（略）</p> <p>十九 設備規則第四十八条第二項第十五号に掲げる三GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、送信用終段電力増幅管に替えて半導体素子を使用するものは、次の条件に合致するものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一つの繰り返し周期内に送信時間が一・二マイクロ秒を超える場合、中心周波数を変更する機能を有すること。 2 繰り返し周波数は、三〇〇〇ヘルツ（変動率は、$(\pm) 二五$パーセントを超えないこと）を超えないこと。 3 繰り返し周波数を変動する機能を有し、かつ、起動時に動作状態にあること。 4 デューティ比は、三・一パーセント以下であること。 5 一秒当たりの平均電力は、五・八ワットを超えないこと。 6 尖頭電力と出力できる最も広いパルス幅の積は、5.5×10^{-3}を超えないこと。 	<p>一〇十八（略）</p>